

建設委員会農林水産委員会連合審査会議録 第一号

(二五二)

昭和三十五年三月十七日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

建設委員会

委員長 羽田武嗣郎君

理事 井原 岸高君 理事 木村 守江君

理事 二階堂 進君 理事 南 好雄君

理事 山中 吾郎君 理事 塚本 三郎君

砂原 格君 理事 塚本 三郎君

橋本 正之君 石川 次夫君

岡本 隆一君 兒玉 末男君

實川 清之君 山中日露史君

今村 等君

農林水産委員会

委員長 吉川 久衛君

理事 田口長治郎君 理事 永田 亮一君

理事 丹羽 兵助君 理事 本名 武君

理事 角屋堅次郎君 理事 芳賀 貢君

天野 光晴君 倉成 正君

坂田 英一君 田邊 國男君

高石幸三郎君 松田 鐵藏君

八木 徹雄君 保岡 武久君

中澤 茂一君 松浦 定義君

山田 長司君 神田 大作君

小松信太郎君 中村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 福田 赳夫君

建設大臣 村上 勇君

國務大臣 菅野和太郎君

出席府委員

總理府事務官

(北海道開発庁) 木村 三男君

總理府事務官

(経済企画庁) 大來佐武郎君

合計(出席委員)

農林事務官 山崎 齊君
(林野庁長官)
建設技官 山本 三郎君
(河川局長)
建設事務官 曾田 忠君
(河川局長)
委員外の出席者

總理府事務官 佐々木喜久治君
(自治庁財政)

大蔵事務官 宮崎 仁君
(主計官)

農林事務官 正井 保之君
(農地局参事官)

專門員 山口 乾治君

專門員 岩隈 博君

本日(の)會議に付した案件

治山治水緊急措置法案(内閣提出第
六九号)

〔羽田建設委員長、委員長席に着
く〕

○羽田委員長 これより會議を開きま
す。

案件を所管している委員会の委員長
であります私が、委員長の職務を行な
います。

治山治水緊急措置法案を議題とし、
審査を進めます。

治山治水緊急措置法案

(目的)

第一条 この法律は、治山治水事業

の緊急かつ計画的な実施を促進す
ることにより、国土の保全と開発
を図り、もつて国民生活の安定と
向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「治山事業」と
は、次の各号に掲げる事業で、国
が施行するもの及び都道府県又は
都道府県知事が施行し、かつ、こ
れに要する費用の一部を国が負担
し、又は補助するものをいう。

一 森林法(昭和二十六年法律第
二百四十九号)第四十一条に規
定する保安施設事業

二 地すべり等防止法(昭和三十
三年法律第三十号)第五十一条
第一項第二号に規定する地すべ
り地域又ははた山に關して同法
第三号又は第四号の規定によつ
て指定された地すべり防止区域
又ははた山崩壊防止区域におけ
る地すべり防止工事又ははた山
崩壊防止工事に関する事業

三 この法律で「治水事業」とは、
次の各号に掲げる事業で、国が施
行するもの及び都道府県知事が施
行し、かつ、これに要する費用の
一部を国が負担し、又は補助する
ものをいう。

一 河川法(明治二十九年法律第
七十一号)第一条に規定する河
川(同法第五条の規定によつて
同法が準用される水流、水面若
しくは河川を含む)に關する事
業(第四号に該當するものを除

く)。

二 砂防法(明治三十年法律第二
十九号)第一条に規定する砂防
設備に關する事業

三 地すべり等防止法第五十一条
第一項第一号又は第三号に規
定する地すべり地域又ははた山
に關して同法第三号又は第四号
の規定によつて指定された地す
べり防止区域又ははた山崩壊防
止区域における地すべり防止工
事又ははた山崩壊防止工事に關
する事業

四 特定多目的ダム法(昭和三十
二年法律第三十五号)第二条第
一項に規定する多目的ダムの建
設工事に関する事業

三 次の各号に掲げる事業は、前二
項の規定にかかわらず、治山事業
又は治水事業に含まれないもの
とする。

一 農林水産施設災害復旧事業
費国庫補助の暫定措置に關する
法律(昭和二十五年法律第六
十九号)又は公共土木施設災害
復旧事業費国庫負担法(昭和二
十六年法律第九十七号)の規定
の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再
度災害の防止に十分な効果が期
待できないと認められるため、
これと合併して行なう新設又は
改良に關する事業

三 昭和三十四年台風第十五号に
より災害を受けた伊勢湾等に面

する地域における高潮対策事業
に關する特別措置法(昭和三十
四年法律第七十二号)による
伊勢湾等高潮対策事業

四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二
十七年法律第二百九十五号)第
二条第二項に規定する復旧工事
に關する事業

五 地震による地盤の変動のため
必要を生じた河川に關する事業
で政令で定めるもの

(治山事業十箇年計画及び治水事
業十箇年計画)

第三条 農林大臣は、中央森林審議
会の意見をきいて、昭和三十五年
度以降の五箇年間に關して実施す
べき治山事業に關する計画(以下
「治山事業前期五箇年計画」とい
う)の案及び昭和四十年年度以降の
五箇年間に關して実施すべき治山
事業に關する計画(以下「治山事
業後期五箇年計画」という)の案
を、建設大臣は、河川審議会の意
見をきいて、昭和三十五年年度以
降の五箇年間に關して実施すべき治
水事業に關する計画(以下「治水事
業前期五箇年計画」という)の案
及び昭和四十年年度以降の五箇年
間において実施すべき治水事業に
關する計画(以下「治水事業後期五
箇年計画」という)の案を、それぞ
れ作成し、閣議の決定を求めなけ
ればならない。

2 治山事業前期五箇年計画及び治
山事業後期五箇年計画(以下「治山

昭和三十五年三月十七日

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

第一類第十二号(附属の二)

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

建設委員会農林水産委員会連合審査會議録第一号

を中心にいたしました臨時国会において、特に災害地対策特別委員会が衆議院に設置されて、いろいろ論議の過程問題になりましたまず第一の点は、

いは災害発生事後における臨時措置のために、この際総合的な災害基本法ともいべきものを設置すべきじゃないかという、ほうはいたる世論があり、政府もこれを受けて、岸総理大臣は、災害基本法を通常国会の機会に提案をいたしたい、こういうことを言っておったわけでございます。これらの問題が閣議の中においてどういうふうな議論され、今日通常国会においてこれが提案される運びになるのであるのかどうか、こういう問題についてまずお伺いしたいと思います。

○村上周務大臣 特別会計が治山と治水に分かれておるといふことについては、別にそう変わった意味ではありません。御承知のように、それぞれその事業体が違っておりまして、また所管も違っておりまして、経緯をはっきりするために、治水特別会計あるいは治山特別会計というように分けるべきが妥当であったと私は思う次第であります。

次に、災害基本法につきましては、総理からたびたびお答えいたしておりますように、これは目下慎重に各関係方面と協議をいたしております。成案を得ますならば、本国会に提案するというところであります。私どもは、これももとより必要なことでありますけれども、ともかくも災害の起きないような、災害を未然に防止するような治山治水基本法を提案いたしまして、抜本的に国土の保全をいたしたいと思っております。

○福田國務大臣 治山治水、これは一本の法律にすべしという御意見であります。特に治山事業につきましては植林と非常に関係がある。植林と申し

ましても、これは国有林が中心でありますから、これと切り離して治山対策を進行するというところにつきましては、これは実質的にいろいろ障害があるわけでありまして、さようなことで、形の上だけで一本の特別会計というところにたわわれるよりは、実質を尊重した方がよからうというところで、治山と治水を別にしたわけでありまして、

○角屋委員 この特別会計の設置の問題については、特に大蔵省において、あるいは与党内において、場合によっては財源確保のために公債発行も考慮すべきじゃないか、こういう議論等のあることも新聞等で報道されておるわけでございます。当初、治山にいたしましても、治水にいたしましても、特別会計の設置については大蔵省はこれに反対であるというふうな伝えられておりました。結果的には、治水については特別会計が設置をされ、治山については治山勘定というところで処理されることになったわけですが、当初こういう特別会計の設置ということに反対をした理由について、大蔵省の方からお伺いしたいと思います。

○宮崎説明員 お答え申し上げます。御承知の通り、財政の基本原則といたしまして、すべて国の重要な施策は一般会計において統一して表わす、統一運営の原則と申しておりますが、こういった原則によつて処理していくということが財政の基本的な方法となっております。従いまして、治山治水の事業のようなものは非常に重要な事業でございますから、こういうものは一般会計で処理していくのが望ましいという方法でやっていくことが望ましいというところが大蔵省の意見であつた

わけでありまして。しかしながら、御承知のような経過をたどりまして、治山治水につきましては、十カ年の長期計画を作りまして、これに基づいて計画的に事業を実施するという政府の方針がきまつたわけでございますので、こういう特定の事業であれば、特別会計で実施していくことも、これはいいのではないか。こういうことになりまして、特別会計の設置ということになったわけでございます。

○角屋委員 治山、治水のそれぞれの事業の前期五カ年計画あるいは後期五カ年計画、あるいはそれを全体としての十カ年計画の立案が、それぞれ治山については農林省、治水については建設省、全体の協議としては経済企画庁の長官ともこれを協議する、こういう運びに法律案ではなつておるわけでございますが、申し上げるまでもなく、治山治水の問題は、これは総合的に関連のある問題であり、統一的な立場からこれを計画しなければならぬ、こういうことに相なるわけでございます。

そこで、治山関係の計画の立案にあたりましては、これは法案によりまして、中央森林審議会の意見を聞いてやる。つまり森林法の従来の既設の審議会を適用する。また治水関係については、河川法という従来の既設の審議会である河川審議会の意見を聞いてまとめる。こういうことに相なつておるわけでございますけれども、治山治水の総合的な関連性あるいは統一的な計画推進の必要性から見て、政府は真に本腰を入れて、治山治水の抜本的な計画の樹立と、そしてこれの推進に当たるという立場から申しましたならば、新たに治山治水のための特別の審議会を

設置して、総合的な見地から、五カ年計画にいたしましても、あるいは十カ年計画にいたしましても、これはやはり樹立するといふことがいひのではありませんか、かように思ふわけでございます。なぜ、既設の中央森林審議会であるとかあるいは河川審議会であるとかにこだわるのか。もっと大きな見地から総合的な計画の樹立のために、いわば治山治水対策審議会というべきものを設置して、総合的な見地から国土の保全と国民生活の安定等の問題について十分議論し、計画の樹立をやるべきであると考えますが、これらの点について御意見を承りたいと思ひます。

○村上周務大臣 御指摘の点は全く私も同感であります。しかし、たゞいま河川審議会にいたしましても、あるいは治山のいわゆる森林関係の審議会にいたしましても、それぞれ専門的に治山関係の人も審議会に入つておりますので、これはもう全く密接不可分の関係にある限り、いずれもその審議会にありましては支障を来さすようなことはなはないと思つております。

○福田國務大臣 ただいま建設大臣からお話のような次第でございます。両者の調整は企画庁でも十分やりますので、支障はないと思ひます。

○角屋委員 両大臣とも非常に形式的な御答弁をされておるわけでございますが、戦後のみならず、戦前からでもそうでございますけれども、たとえば戦後二十一年から三十年の十カ年間の被害の状況等を見ましても、年間二千四百億に上るような災害の被害額が出て参つております。特に昭和二十八年年度の災害の場合においては五千五百

五十億という膨大な、いわゆる

るお互いの資産の損失があるわけでございます。今度の伊勢湾台風等の場合においては、これをはるかにこえるような被害額であらうと思ふわけでありまして。そういう意味からいって、治山治水の、やはりこれからの災害防止のための抜本的な計画を樹立するにあつては、既設のそういう森林法なり河川法で作られておる審議会でもって審議をやっていくといふことは、これで十分役目が果たされるかどうかは、やってみなければわからぬといふことに相なりましようけれども、政府が本腰を入れてこの問題に取組む、予算編成においてもこれが最重点の項目の一つである。こういう意味からいいたしまして、既往のこういう機構を一新をいたしまして、もっと総合的な見地から、先ほど申しましたように治山治水のための総合的な審議会を作つて、根本的な検討を加えるべきである。そういうことによつて、やはり血のつながつた治山治水の総合的な計画の推進ということに相なるだろうと私は思ふ。従来から言われておりますことは、災害のあとで、たとえば海岸の場合で言ひましても、ややといたしまして、これに関連するところの農林省あるいは建設省あるいは運輸省等の三省のセクションナリズム、あるいは三省の連絡が十分なために、あるいは工場その他設計等において必ずしも統一されてないために、災害をさらに大きくしたんだというふうなことが批判として出されて参つておる経緯にかんがみましても、やはり計画の樹立の問題の出発点において、もっと総合的な立場をとつた計画の樹立、私はこういうことが必要であらうと思ふ。これは何

地方の負担につきましては、ただいまもお話がありましたが、一つは起債というところでございますが、実質的には二十六億圓、並びにそれに引き続くところの後年度の事業費の負担というものは、そのまゝ地方の負担になるのでなくて、起債の償還及び利息の支払いという形におきまして地方の負担になって参りますので、その傾斜度というか、負担の度合いというものは、年に伸ばしますと非常に薄いものになって参ります。また、特別な措置をいたしましては、貧窮県に對しまして特別交付税というような考え方もとられておりますので、このくらいの事業をやつていく上におきまして、さうな率で進み限りにおきまして、地方財政に大きな支障を及ぼすということはない、かように考えております。

○村上國務大臣 治水関係におきましては、本年度と比べて五十三億程度の増額になっておるのであります。しかし、これは八〇%までは起債、それからあとは特別交付金等によつて、後進県については十分考へるといふことで、何とかやつていける、かように私も思つております。

○角屋委員 この点について関連いたしますので、自治庁にお伺いしたいわけでありまして、承りますところによりまして、自治庁においては地方負担の問題については、これは各県の財政状況というものをランクをつけまして、現金で全額支払うべき段階の県、あるいはその次に位するやうな県、あるいは相当程度起債によらなければならぬ県等についての分析検討をやられ、それに基づいて地方財政と見合つた地方の負担分のこれからの処

理方法を検討中だといふふうに聞いておりますが、その間の経緯について少しお伺いしたいと思ふ。

○佐々木説明員 本年、昭和三十三年度から新しく設けられました直轄事業債の取り扱いの問題でございまして、直轄事業債として地方債計画の中に入られております数字は、国の特別会計にかかる直轄事業の地方負担分についての起債の問題でございまして、その総額は治山、治水を含めまして二百三億圓に定めております。それに対して地方債計画に計上いたしました地方債のワケは六十億圓といふことになっておりますので、この間に四十三億圓の開きがあるわけでございます。

自治庁といたしましては、この直轄事業債を地方債計画に計上いたしました趣旨によりまして、この四十三億圓につきましては、地方交付税の基準財政需要額中に投資的経費としてこれを算定することにしたしまして、その残余のものについては起債を許可するといふ形でもつて参りたい。従いまして、その取り扱い方法から申し上げますと、各府県の基準財政需要額にどれだけの投資的経費としてこれらの事業費が計算されておるかといふことを見まして、その残額につきまして直轄事業債を許可していくといふやうな扱いにしたい、かように考えておるのでございまして、ただ、地方団体におきまして、この直轄事業の各府県に對する負担分量といふものに相当な差異がございまして、それからまた、団体によりましては、一般財源によつて十分この地方負担金をまかない得るといふやうな団体もございまして、その間に、事業費の分量、それから財政状況等を勘

案いたしましたして、この直轄事業債の配分については、この事業の遂行に支障のないやうに十分に考慮したい、かように考えておる次第でございまして。

○角屋委員 ただいまの地方の負担分の問題については、これはやはり計画が相当膨大であるだけに簡単な問題ではないに、今日の地方財政の状況から見ましても、十分公平な処理によつて地方の計画の推進に停滯が起らないやうに、これはもちろん自治庁のみならず、関係各省においても配慮していただきたい、かように考えるわけでございます。

次に、治水関係の問題で若干触れたと思ひますのは、これは過般建設委員会等においても論議されておるやに承つておりますが、治水の五カ年計画なり十カ年計画策定にあつては、これは建設大臣も御配慮願うわけでございます。いますけれども、河川審議会が議論する等の場合に、治水の問題は治水の問題、利水の問題は利水の問題として分離して考えるべき問題ではなしに、一つの水系の水をどう治めるかといふ問題と、これをどう総合的に産業経済に利用するかの問題は、密接な離れの関係にあるわけでございます。従いまして、むしろ治水事業の計画推進にあつては、利水の問題を並行して考えなければならぬと申し上げたいと思ひます。その辺の治水と利水との総合的な検討の上に立つての治水の五カ年計画なり十カ年計画の作成、このやうな問題を具体的にどういふやうに配慮して計画の樹立をやられるお考えであるか、この点を承りたいと思ふ。

同時に、今度の治水計画の策定にあつたりましては、海岸関係の計画、いわゆる海岸保全関係の計画といふものはこの法律から除外しておるわけでございますが、治山の問題、治水の問題、あるいは海岸保全関係の問題は、伊勢湾台風等の被害の経緯から見ましても、これは相互関連しておる問題であります。なぜ海岸関係の問題を分離して治水の関係の問題を考えられようとしたのであるか。承るところによりまして、海岸関係の問題については、類似の問題が伊勢湾台風等に起つた場合にどう対処すべきであるかといふ問題については、今調査の段階であるので、今次の五カ年計画なり十カ年計画には残念ながら同時並行的に乘せることはできないのだ、従つてこれは別にしたのであるけれども、計画の推進にあつてはこれは総合的に考えなければならぬ、こういう御見解のやうに承つておるわけでありまして、いづれにいたしましては、やはり本計画の樹立にあつては、海岸関係の保全問題を分離して考えることはできない。この辺の問題も、今後治水の計画を樹立するにあつてはどう配慮されようとしておるのか。この点、承りたいと思ひます。

○村上國務大臣 お答えいたします。治水事業は、御承知のやうに台風に對するあらゆる防災措置といふことで尽きたと思ひますが、しかし、私どももいたしましては、この治水事業を完遂し施行するその間に、利水といふことと離れての治水はないと思つております。特に最近のやうに、工業用水、あるいは農業用水、またいろいろの水の利用によつて国の経済基盤を大いに強化していくといふ点については、私どもが夢寐にも忘却できないことであります。すなわち御指摘の通りであります。従いまして、これらは十分この点を考慮に入れた計画を立てておる次第であります。最近の地盤沈下等から考慮いたしまして、これらの原因等を除くためには、どうしても利水事業によつて、水の供給、いろいろな点について十分勘案して参らなければならぬと思つておる次第であります。

なお、海岸をこの治水事業五カ年あるいは十カ年計画から除きましたことは、御指摘のやうに、海岸は非常に膨大な計画を要することでもありますが、また地盤沈下等による原因、あるいは今後の動向等を十分考慮に入れなければ、急速にこれらを計画に入れてやるというところについては、そこそごを来たすおそれもあります。そういうことから、これは十分調査をし、また現在調査したものを実行に移しておるものについては積極的にこれをやらなければならぬと、慎重に調査の上、なおこれに倍加してその規模を大きくするといふやうなことも考えられますので、私どもとしてはこの際、東京あるいは大阪湾等の海岸の重要性にかんがみまして、この計画の中から除いた次第であります。

○角屋委員 ただいま指摘しました海岸保全関係の問題、あるいは治水関係の問題にいたしましては、これは関係各省の相互連絡といふものがやはり今後極めて重要でございまして、御承知のやうに、昨年の伊勢湾台風等の場合には、伊勢湾等高潮対策協議会といふのを作られました、建設、農林、運輸等三省が連携をとつて、最近これに對する結論を出された経緯がございまして、

もが夢寐にも忘却できないことであります。すなわち御指摘の通りであります。従いまして、これらは十分この点を考慮に入れた計画を立てておる次第であります。最近の地盤沈下等から考慮いたしまして、これらの原因等を除くためには、どうしても利水事業によつて、水の供給、いろいろな点について十分勘案して参らなければならぬと思つておる次第であります。

○村上國務大臣 お答えいたします。治水事業は、御承知のやうに台風に對するあらゆる防災措置といふことで尽きたと思ひますが、しかし、私どももいたしましては、この治水事業を完遂し施行するその間に、利水といふことと離れての治水はないと思つております。特に最近のやうに、工業用水、あるいは農業用水、またいろいろの水の利用によつて国の経済基盤を大いに強化していくといふ点については、私どもが夢寐にも忘却できないことであります。すなわち御指摘の通りであります。従いまして、これらは十分この点を考慮に入れた計画を立てておる次第であります。最近の地盤沈下等から考慮いたしまして、これらの原因等を除くためには、どうしても利水事業によつて、水の供給、いろいろな点について十分勘案して参らなければならぬと思つておる次第であります。

す。今後関係各省間の相互連絡というものを、具体的にどういうふうに進めて、その起こらないようにするのであるか。さき治山治水の総合的な計画にあたりましては、指図いたしたように、森林法なり河川法関係の既設の審議会を使うという形をとっておられる。そこはやはり、機構としては直接関係がないという形で出発をする。そういう点から見て、私どもが今後の計画の推進にあたって心配をいたしますのは、従来の批判等とも関連いたしまして、関係各省の相互連絡というものが緊密にいくのであるかどうかという問題が一つある。そこで、伊勢湾等高潮対策協議会等で、伊勢湾の高潮対策というものについては十分連絡をしながらやったというこの経験を、全体的な計画の樹立にあたって、今後の方をとらねなければならぬと思うのであります。具体的な関係各省の相互連絡というものをどうされるつもりであるか。いわば従来から機構改革の問題としてこれを論議し、国土省を設置しようという議論があるわけでありまして、今、にわかにそういうことをとらえてみたところで、現実の問題に合わない。問題は、現在の機構の中で、今度政府が重点項目の一つとして掲げた治山治水の計画推進をやるにあたっての問題である関係各省の相互連絡、今後の緊密な連携による計画の推進、こういう問題についての御見解を一つ承りたいと思います。

○村上国務大臣 お説のように、伊勢湾等高潮対策協議会というふうなものは、東京湾にいたしまして、あるいは大阪湾にいたしまして、その他の

港湾、海岸にいたしまして、私はこれをどこまでも強化して、これらによって各省間の連携を保ちながら強力に進めるべきであると思っております。また、これらの港湾の最も被害の原因をなすものは地盤沈下であります。この地盤沈下の対策協議会も、やはり企画庁の中にそれぞれの関係各省が集まって協議をいたしております。これらを私どもは御指図の通り強化して、そうして海岸の万全を期したい、かように思っております。

○羽田委員長 ちょっと角屋君に申し上げますが、先ほどお願いしました時間もだいぶ経過しておりますので、できるだけ簡単にお願いします。

この治山治水の今後の計画推進にあたっての一つの問題は、先ほど来指摘しておりましたように、計画樹立の問題、予算の裏づけの問題、あるいは関係各省の緊密な連携の問題等もあつたけれども、同時に、計画ができ、設計ができ、実施できるという段階になりまして、建設関係の業者といふか、これはもちろん直轄等の場合もございまして、こういう建設業者の仕事に對する指導監督という問題がやはり重要であると思つて、これは建設委員会等でも十分議論がなされております。私どももその経緯を承知しておりますので、建設関係の仕事は大体一兆五千億に上るといわれておる。明年度は一兆八千億に上るといふようなことが推定をされておるといふ段階の中で、七万数千からある建設業者、もちろん大小はございますけれども、そういう建設業者が仕事を請け負う。その場合

に、中小企業の建設業者の育成あるいはこれの利用、活用、そういう問題もあつたでしょうけれども、事業の推進にあつた指導監督の問題についてや、はり十分配慮しないと、せっかく金をつぎ込んで、これが災害防止にならないという結果は、伊勢湾台風等の場合にも特別委員会の中で横山委員から材料を持ってきた指図した通りでございます。この辺の、建設業者の仕事をやる場合の指導監督、あるいは大企業、中小企業等のそれぞれの企業能力というものもございまして、特に零細な建設業者に対するところの活用の問題等も含めてどうされるつもりであるか、簡単に承りたいと思つております。

○村上国務大臣 事業を遂行する上に、十分監督等を、技術的に、またすべての点について、落度のないようになさなければならぬということ、私どもも十分考へておるところであります。建設省といふことは、それそれ業者をその重要度によつて適材適所に指名いたしておりますので、この点については十分意を用いて参っております。なお、最近の業者は昔と違ひまして、非常に良心的に、また技術的にも進歩して参つておりますので、監督上、比較的監督する者も昔のような苦勞をしないでもやつていけるように私も思つております。でありますから、御指図の点については、全く抜本的な対策を講じておつても、これがその目的遂行にもし支障を来たすようなことがあつてはなりません。この点は十分意を用いて、今日もそうでありまして、今後一そう気を付けて参りたい、かように思つております。

○角屋委員 農林大臣に治山関係の問題で数点お伺いしたいと思います。まず第一点は、最近の木材の需給状況等とも関連をいたしまして、治山の問題の一つとして、やはり過伐対策を根本的に考へていかなければならぬじゃないか。私ども承つてるところでは、今日の木材の需要量は年間一億六千万石程度で、そのうち国内で生産をしてゐるものが一億五千万石に上つてゐるといわれてゐる。現在の既開発林の生長率の六千五百万石から見て、三倍になるような形において伐採が行なわれてゐる。こういう状況にあるわけでありまして、いかに農林省として治山を真剣に考へて対策を立て、これが計画の推進に当たらうと思つて、これも、やはり一方において過伐が行なわれ、このことが災害の一つの原因になるというふうなことに相なつてはいかぬので、この辺、やはり木材の需給状況に見合つて、過伐対策を具体的な林野行政として今後どう進めるかといふことを基本的な考へていかなければならぬと思つてゐる。これらの点についての所信を承りたいと思つてゐる。

○福田国務大臣 積極的にはやはり今の非能率な林野を改良いたしまして、植樹をすることだかうと思つてゐる。国有林の方はなかなかうまくいつてゐると思つてゐる。どうも公有林、民有林についてはどうも考へておられません。今後特に力を入れなければならぬ。特に民有林につきましては、一つは国有林の方で来年以降において計画造林の伐採が行なわれる時期におきまして、そういう財源を民有林につぎ込みまして、相当大規模な植樹をやらなければならぬといふふうに考へてゐるわけだ。また保険制度なんかも、今火災保険がありますが、そういうものも不備であるといふふうに考へておられますので、保険の分野の拡大ということ考へる必要があると思つてゐる。それから、山林の担保金融でございまして、これまできわめて脆弱な状態にあるといふふうに私は考へておられます。この山林担保金融、これも私は大いに強化していきたい、こういうふうにか考へてゐる次第であります。

それから、一つは消極面でございますが、これにつきましては、やはり平坦地といふか原野に隣接した地域が非常に切られてゐる。しかし、半面において奥地の開発が一向進まない。こういう問題があるわけだ。奥地に林業を急速に導入していかねければならぬといふふうに考へてゐる次第であります。そのための林道の開発という面に力を注ぐことが一つ。それからやはり、適当な調節は必要でございまして、外国の木材の輸入ということも考へていかなければならぬ。積極、消極両面をもちまして、だんだんと山を青くしていくことに今後とも力を注いで参りたいと思つてゐる。

○羽田委員長 角屋君、ちょうど一時間になりましたから、ごく簡単に、これ一問に願ひます。

○角屋委員 では、これ一問だけにしつて参りたいと思つてゐる。

農林大臣に最後にお伺いをしたいのであります。治山問題を考へるにあつて、今後の重要な、しかも非常に困難な問題でございまして、今日、今日の山は国有林で使われている部分、あるいは公有林で使われている部分、あるいは民有林で使われている部分、こういうふうな雑然と今日区分されて

る。こういう問題は両大臣も御承知の通りでございます。従って、こういった災害防止のための治山治水工事をするためには綿密な計画と検討と、それから緊要度という問題を検討しなければならぬと思いますけれども、問題

を簡単にするために、こういった治山の問題にしましては、治水の問題にしまして、その工事がほんとうに適切な効果があるかどうかという検討、試験研究という面をどういうふうになさっておくか。両省でやられておりますことをお伺いしたいと思ひます。またその予算の額等わかれば、大まかにつけて下さるから、伺つてみたいと思ひます。

○村上國務大臣 これはもう緊要度の高いところからということに尽きると思ひますが、たとえば治山におきましても、できる限り山腹砂防をやつていただいて、私の方、建設省としては、その場所によつては堰堤を特定多目的ダムを設けて、これによつて洪水の調節をやる。これでも今までの経験から、あるいは実績から申しますと、非常に上がつておると私は思ひます。昨年の台風にしても、またその前の台風にしてもそういう治山治水にも力を入れて、これは絶対危険なところであるというところに対しては、本格的な措置をしたところは、これは十分災害から免れることができておりました、これらは全国各地にその事例があるのであります。こういうような意味で、私もはこの五カ年計画、あるいは十カ年計画を遂行することによつて十分所期の目的を達成できると思つております。

○福田國務大臣 基礎的な研究は、従来から林業試験場、本場、支場、あるいは量水試験地において取り進めておりますが、応用研究の推進のために三十三年度から二カ年間東京大学の方へお願いいたしまして、量水曲線、そういうものの研究をいたしております。

また三十三年から三カ年計画で水利科学研究所をお願いいたしまして、排水法の試験をいたしておる次第でございます。そういうものの研究をもちまして、林業試験場がこれを科学的、合理的に決定していく、かように御了承願ひます。

○倉成委員 非常に端的な御質問を申し上げます。建設省関係には、ダムは洪水を調節できるか。それから農林省関係には、先ほど山の乱伐の問題がございまして、先ほど、そういう保水と、さういふ面での森林の方がいいのか、草地の方がいいのか。そういう点で基本的な研究結果が出ておるかどうか、一つお伺いしたいと思ひます。

○山本(三)政府委員 ダムにつきましては、建設省で自分で作つたり、あるいは農林省の事業に補助をいたしてありますが、これらのダムは洪水調節をほとんど全部が目的の中に含んでおりまして、これにつきましても、従来のいろいろな経験あるいは計画の中に具体的にどういふふうな洪水調節をするかという計画を織り込んでおりました。ただ相手が天然現象でございまして、必ずしも計画通りに行くかどうかというところが問題でございまして、従いまして、ダムの操作をうまくやらないと目的通りの実績が上げられないわけでございますので、毎年昨年度の実績を全部持ち寄りまして、いかにしたならばダムの効果を完全に全うできるかという研究会を毎年開催いたしておりますが、できたダムが四十余りございしますが、実績は逐次上がつて参つております。

存じの通り、保水機能の増大によります水の流量の調節の問題でございまして、これにつきましても、場所によつても相当の差はあるのであります。森林の今までの成果におきまして、森林のあることによりまして洪水時におきましては二〇％程度の流量の調節をはかることができて、また渇水時におきましてもやはり二〇％程度の流量の増加をもたらすものである、というふうな経過は一応出ております。また、これらの土砂の崩壊を防止するという点につきましても、森林の存在によつて数倍ないし場所によつては数十倍の効果があるのだというふうな試験経過も出ておるわけでありまして、なお、これを森林の状態あるいは地質の関係というふうな点で、さらに研究を進めて参りたいというふうに考えております。

○倉成委員 ただいまお答えがございましたけれども、多目的ダム、洪水調節のダムについても、いろいろなまだ将来検討すべき問題がある、また森林の治山治水に及ぼす効果については、確かにあることはある。しかし、これを森林として置いておくのがいいのか、草地としてこれを保つた方がいいのかという問題については、私は学者の間でもまだ相当議論の余地があると承つておるのでございまして、こういう点をもちと真剣に、もつと掘り下げた御検討いたした上で、治山治水計画というものを立てていただくべきでございまして、これが効果が非常に薄れてくる。こういう点につきまして、私は日本の行政機構の中でこういう試験研究機関の充実、あるいはこれに対する予算措置というものが非常に少ない

と思つておられますから、これらの点については、今後十分御検討いたされたかと思つております。

それから、さらに予算をせつかくとりました場合に、これをどういふふうに使つていくかというのが大きな問題であります。村上建設大臣はその道の権威者であります、たとえば河川を一つとつてみましても、河川改修をやります場合に、一本の水系の川を全体として予算をつけられる。そうして、ある年は大蔵省の予算の査定の結果、ある予算額がきまつたといひます。ところが、川は生きておるわけでありまして、ある年に相当の金額を投じた工事をしますと必ずリアクションが出てくる。強い工作物を作れば必ず川の流れを、また川の態容を変えていくわけでありまして、次の年の工事といふのはやはり弾力的に、相当技術的な検討をして、これを実際に合わせるようにしていかなければならない。ところが、現在の予算のあり方、毎年々々区切つていくあり方におきましては、なかなかそういう運用はむずかしい。私も、現地の実情から考えているわけでありまして、少なくとも技術者の信頼して、少なくともそういう一本の水系の川なら、総合的な作業をやらなければならぬ点については、予算を効率的に運用していくということが何よりも大事なことを考えるわけでありまして、これらの点についてどういふ御配慮をなさつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○村上國務大臣 一河川あるいはその一区域の事業の施行にあたりまして、これを重点的にやるということとは先ほど申した通りであります、特に連年を通じてそれらの事業の推進をはかつていくということは、これはきわめて重大なことであります。私もこれは事業を計画するにあたりましては、この河川においてはどの部分をまず第一に完壁にすべきか。その部分がかりに完壁になったとして、今度はその次は、その次はどこといふように、毎年のようにその川の完壁になるまで、その重要度は変わらないのであります。従ひまして、これは一千万の事業費をかけてその部分の完壁をはかつたが、来年は三百万しかつかないのだから、来年も実現できなかったというふうなことであつてはなりませんので、今回のいわゆる長期計画を策定いたしましたのは、そういう非常な不安を除くための一つの現われであります。従つて、この計画を樹立いたしました、御指摘のような点の心配がないようにしたいと思つております。

○倉成委員 予算の実施につきましても、いろいろ御検討されておるようでありまして、現地の実情をあげますと、いろいろ多くの問題があることは御承知の通りでございまして、従ひまして、これらの点については将来十分留意をして予算の実施をお進めいただきたいと思ひます。

なお、先ほど角屋委員からも御指摘がございましたけれども、今後災害防止、治山治水というふうな点と関連しまして、水の利用という問題が非常に大きな問題になつてくるわけでありまして、昨年アメリカの上院におきまして水資源の調査委員会が設けられました。一九八〇年のアメリカ経済を見ますと、経済発展のため一番大きなフアクター

の一つが水である。こういう一つのサ
ゼストがされておるわけでありまし
て、単に洪水を防ぐということだけで
なく、もっと積極的に水を利用するこ
ういう面について検討していくことが、
今後の日本経済の発展のために非常に
大事なことじゃないかと考えるわけで
あります。これらの点について、特に
お考えになっておられることがありまし
たら、一つお伺いをしたいと思います。

○福田国務大臣 お話の通り、今後水
資源をどういうふうを活用していくか
という問題は、国土計画上最も重大な
問題であるというふうに考えておりま
す。しかし、水資源と申ししても、
抽象的に事を論ずるわけにはいかない
ので、川一本々々についてその川の利
用計画を作っていくかなければならな
い、そういうふうな考えでいきたいと
思います。そういう見地からも、建設
省におきまして水の問題を研究されて
おることはもとよりでございますが、
が、農林省におきましても、まず利根
川利水事務所というようなものを作り
まして、利根川の水を総合的に一体ど
ういうふうを活用するかという研究を
進めようという企画になっておる。三
十五年度の予算においてもさようなお
願いをいたしておられます。そういうも
のを持ち寄りまして、企画庁が総合的
に最終的な決定をする、こういうふう
にしたいと思っております。今後、非常
に重要視していることだけ申し上げてお
きます。

○倉成委員 この治山治水緊急措置法
の細部の問題については、同僚議員の
時間をとりますので申し上げません
が、林野庁長官にちょっとお伺いした
いのです。三十五年度を例にとりまし

て、この治山治水緊急措置法に基づい
てやられる治山事業のうち、災害復旧
事業と予防的な治山事業との比率はど
ういうことになっているか、お伺いし
たいと思えます。

○山崎政府委員 お答えいたします。
三十五年度について申しますと、復旧
治山は、工事におきまして六十四億円、
予防治山につきましては工事において
八億円ということになっております。

○倉成委員 河川局長、河川の関係で
はどういうことになっておりますよう
か。

○山本(二)政府委員 建設省の河川改
修なりダムの事業は、いずれも事前に
災害を防止しようという防災事業でござ
いまして、従いまして、災害復旧は
別に、この治山治水五カ年計画以外に
やっておるわけでございます。砂防に
おきまして、お説のように、溪流が荒
廃をいたしたところに対して緊急砂防
をいたしておられます。これは工作物は
いたんでおらぬけれども、谷が非常に
荒廃しておるというところにあつては、
これに對しまして砂防の処置を
いたすわけでございしますが、これは災
害でなくてこの治山治水事業の中の事
業でやるわけでございます。この割
合は、大体一割五分程度が荒廃地に施
行されるというふうな考えておりま
す。

○倉成委員 ただいま、どうしてこう
いう御質問を申し上げるか申します
と、この治山治水緊急措置法が、国土
を積極的に保全していくいわゆる前向
きの法律であるためには、たとえば治
山事業につきましても、山がこわれた
からこれを復旧するというものではな
くして、もっと積極的にこれを保たないよ

うにしていく。少なくとも、こうい
う、復旧が六十四億で予防が八億とい
うのでなくて、半々程度、あるいは
もっと意欲的にそれ以上の対策を講じ
ていくということが大事なことでない
いかと思ひます。しかし、今日の
技術の段階では、あるいはそれは不可
能かもしれない、どこがこわれるかわ
からないのですから。そういう予防的
な、やみ夜に鉄砲を撃つようなことは
できないかもしれないというところに
いろいろ問題があるのではないと思
います。また建設省の所管につきま
してもいろいろ、治山の問題とは多少性
格が違ふかもしれませんが、それ
に類似した問題があると私は考える
わけでありまして、この治山治水緊急
措置法が現在までの治山治水に關する
いろいろな措置を一つの法律の体系に
いたしまして、そしてこれを政府に義
務づける。それから、この必要な
措置を政府が講ずるというようにこと
で、一応まとめられたことにつつまし
ては、私は満腔の賛意を表するわけで
あります。率直に申しまして、この
法律がややもすればうしろ向き、今
まであったのをただ集大成したとい
うだけであつて、前向きに積極的にな
らうに国土の計画を立て、国土保全を
やっていくのだ、こういう意欲がこの
法律からは感ぜられないのでございま
す。

この点は、将来いろいろ基本的な法
律をお作りになるというお話でござい
ますから、譲るといたしまして、先ほ
ど治山であげましたほかに、試験研究
機関の充実、また国土計画との関連
も、先ほど作業の緊急度というお話が
ございまして、今これをやっておかな

ければ人命に非常に支障を来たすと
か、いろいろそういうお話がございま
した。しかし、これは現在の社会的な
条件、現在の工場配置、人口配分とい
うのを前提とした議論でありまして、
この狭い日本でこれから先いろいろ総
合的な国土計画を立てていくために
は、新しい工場敷地、新しい人口配分
ということが積極的に考えられていか
なければなりません。そういう将来
の国土計画と関連した治山治水事業と
いうことが、新しい時代の治山治水事
業でなければならぬと考えるわけで
あります。今十分御検討いただくことを要
望いたしまして、私の質問を終わりと
す。

○二階堂委員 ちょっと関連して、農
林大臣にお伺いをいたしてみたいと思
うのです。この水の利用の問題、特に
農業用水の問題に關連してございま
すが、最近早期栽培が非常に普及し
て、その増産効果というものは非常に
顕著なものがある。私も周知でよく
知つておるのでございますが、特に
これに關連いたしまして、大臣も御承
知かと思ひますが、最近早期栽培に利
用されている水田の面積というものが
飛躍的に多くなつてくる。昭和二十八
年は約一万二千町歩くらいあつたもの
が、三十一年度におきましては六万一
千町歩、三十二年におきましては十
万五千町歩、三十七年度の予想におき
ましては三十五万六千町歩というふう
に、飛躍的に早期栽培が奨励されて、
面積が多くなつてきておる。これに關
連いたしまして、特に水の利用に關す
る問題が各地で真剣に検討されつつあ
るよう承つております。特に、私の

見ましたある報告によりますと、西日
本の河川等にはこの農業用水、特に早
期栽培に利用される水の問題につい
て、緊急に水の利用に關する再編成の
計画を樹立しなければならぬというこ
とが述べられておるわけでありませ
う。こういうようなことを考えまして、
これは電力に必要な水、あるいは上水
下水に必要な水等も当然のことでは
ございますが、農業関係の利水という問題
を考へてみましても、これは真剣に検
討されなければならぬと思つておりま
す。こういう計画をやはり同時にお考
えになつて、今後この治山治水の計画
にも織り込んでいかなければならぬと
私は考へております。こういう問題に
ついて、十カ年におたる長期の事業計
画をお立てになるわけでございますが、
が、こういう面について積極的のこの
計画に自分の意見、農林大臣としての
意見を述べられて、そしてこの農業
用水の利用についても遺憾なきを期す
るというお考えもあつてしかるべきだ
と思つております。これに對してどうお
考えになりますか。

それからもう一点は、この農業用水
の水田に水を取り入れるための取り入れ
口が全国に約四十万カ所以上上ると
言われております。この個所が水害等
には非常に災害の原因になつてゐる。
これは事実、私災害各地を回つて見ま
しても、しばしばあるわけでございます
。今この治山治水、特に災害防除
という見地に立つて治水計画をお立て
になるわけでありまして、こういうよ
うな具体的な計画をお立てになる場合
に、従来、ともすれば河川の管理者と
農林関係の管理者との間に計画があつ
てないといつたような場面があつ

たのでございますが、今度の計画は特に長期にわたる計画を立てるに必要でございますので、これらの計画樹立についても、私は相当緊密な連絡をとって立てる必要があると思っております。これらの計画樹立についても、農林大臣としての御意見を積極的に建設省と相談をされていかなければいかぬと思ひますが、なおまた、この取り入れ口に対する管理の問題、この責任が明確にされておらぬために、水の調節等においてしばしば災害の原因をかもすようなことが起こつておるといふこともございますので、こういう点についてどうお考えになるか。

第三点は、治水関係におきまして、災害が非常にふえてきている一つの原因は、山の中の小さな土地の河川が非常に荒れてきているということにも大きな原因があると思つております。ところが、最近建設省あたりが洪水調節のために山間の奥地に作った小さなダム、五、六千万ないし七、八千万程度で作ったダムが洪水の調節を非常にうまくやつておる。従つて、下流における災害が大きくなるのを防いでおるといふ、ほんとうに効果の出ているダムがあるわけでありまして、今回、治山治水を総合的に十年計画を立ててなるこの計画の中に、そういうようなダムを相当作つていかなければならぬと私は思つております。これはやはり建設省と農林省との間において、その具体的な計画を立てるに必要ならば、十分検討をしていかなければならぬ。小さな川を局部的に改修するのに相当な金を使うよりも、一カ所に五、六千万ないし七、八千万かかるよ

うなダムを作つていった方が、非常に効果をおさめておるといふ事実を知つております。当然そういうふうな計画を進められていかなければならぬと思ひ思つております。そういうような計画をぜひ立てていただきたい。その場合、やはり費用の負担についても、特別会計が二つになつて、この問題についてもいろいろ議論が出てくると思ひますが、そういうようなことに對して一つ基本的に十分検討して計画を樹立し、管理等に遺憾なきを期していただきたい。

こういう三点について、大臣の所感を承つておきたい。

○福田國務大臣 お説、一つ一つご連絡いたしまして、間違ひのないようにしたいと思ひます。

○吉川委員 神田大作君。

○神田委員 大臣に率直にお尋ねします。一体この治山治水の十年計画といふものをやることについて、いつごろからお考えになつておられたか。この法案を出すことについて相当検討を加えておつたろうと思つてございませうけれども、こういう法案を出すことについて、あるいはこの計画を立てることについて、いつごろから、どのような考えを持っておられたか、お尋ねします。

○福田國務大臣 伊勢湾台風直後からでございます。

○神田委員 伊勢湾台風前は、もうこの計画が五カ年計画とか、あるいはその前の二十八災の直後においても、やはり治山治水の十年計画というようなものを立てておつた。これらを計画いたしましたけれども、政府はかけ声だけで

実際にそれを実行してはならない。そういうようなときに、農林大臣は伊勢湾台風のときに考えておつたと言われまふけれども、われわれの見たところでは本年度の予算編成にあつて、与党の諸君からも、おれのところの仕事が足らぬ、こういう仕事もやつてくれというふうな、そういう予算ぶんどりからまつていろいろと要求を受けて、そういうことを緩和するために、これの言ひわけのためにこの計画を立てたようにわれわれには見受けられます。これは村上建設大臣がいらないので、まことに残念でありますけれども、その点についてわれわれはそう思ひ、世間でもそう言つてゐるが、その点について農林大臣の見解をお聞きします。

○福田國務大臣 前から長期計画がありまして、その進行がどうも思ひ足りないで、建設、農林両省におきまして非常にそれを遺憾としておつたといふのは事実でございます。そういう背景から数年来特別会計設置論といふものが出来ておつたわけでございます。そういういきさつを経まして、昨年の伊勢湾台風、そういうものがあつた。そこで政府といたしましては、政府といたしまして根本的な措置を講じなければならぬという決意をいたしましたわけでありまして、決してこれは予算編成期じゃない、予算編成前の臨時国会におきましてすでにその方針は宣明してゐるわけでありまして、さよう御了承願ひます。

○神田委員 それではお伺いします。この特別会計の予算を見まして、あるいはこの法案を見まして、長い間かかつてほんとうにこれをやつていこうというふうな抜本的な計画の

片鱗も見えないといふことは、今、与党である倉成君からも指摘されている。国土総合開発を推し進めるための遠大な計画のもとに、はたして出発したのかどうかといふことに對して、与党である倉成君でさえも疑問を持つて今質問されている。

たとえば林野関係を見ましても、これは去年の予算に比べますと、わずかに五億円程度しかふえていない。これは三十四年度の補正予算では百一億五千万円ですが、三十五年度の計画では百二十一億三千万円。そういたしますと、三十四年度の補正後の計画との比較を見ますと、十億程度しかふえていないことになる。しかし、これは民有林の費用もありますから、實際は五億円程度である。こういうふうに特別会計をやらなくても平常の予算でやれるものを、わざわざ治山治水特別会計を作り、こういう法案を出す意味がな

いと思ふ。もし、真に国土総合開発の観点に立つて治山治水をやらなければ、もつと抜本的な、財政面におきまして、計画面におきまして、今後の災害の防止あるいは今後の国土開発という観点に立つて、その規模に應じたちやんとした予算を提出すべきである。常にやるのと何ら変わりもない五億円ぐらいの予算の増加しかない計画を出して、そして五カ年計画であるとか十カ年計画であるとかいふようなこととは、われわれは納得できないことである。この点について、どうお考えになつておりますか。

○福田國務大臣 せっかくの御意見でございますが、私もいたしましては、これは以上の対策はないといふぐらい抜本的なものだと理解しております。

どうも神田さんのお話を聞いておりますと、五億円だ何だと言つておられますが、そうじゃなく、治山につきましても、民有林だけでも前年度の事業量に比べまして二十二億円増加をするのです。しかも今後十カ年千三百億、その速度は毎年八・七%ずつ増加していく。これは日本の財政上容易に実行できる問題なのです。河川におきましてもほぼ同様の速度でこれをやつていく、こういうことです。実現可能の問題であり、しかもこれを確保するために特別の会計を設ける。また、基本計画を立てるためには、ただいま御審議を願つてゐる特別法まで作る。こういうことで、これによつて十カ年後には必ず安定した状態が実現できる。かように確信をいたしておる次第でございます。

○神田委員 私は、大臣の言われるように必ずしもこれでもって安定した施策ができると思われぬ。たとえば、きょうは建設大臣がいらないから河川局長にお尋ねしますが、治水計画の基本方針は、一体どういうふうな考え方を持っておられるのですか。

それから、先ほど農林大臣が、僕の五億円というのは違ふと言つたのです。僕は林野関係だけを例にとつて申し上げたのです。治水関係は含んでいない。その点は御了承願ひます。

○山本(三)政府委員 建設省の治水関係の予算といたしましては、前年度に比べまして三〇%の増になつております。それから、事業費にいたしまして三二%の増になつております。従いまして、従来に比べますと画期的な増加でございます。また三十五年度以降におきましても、平均いたしますなら

○神田委員 私は、この審議会にかけ
る前に、どこの保安林を買い上げる
とか、こういういろいろの秘密事項が
漏れて、そして前もってその保安林
が売買され、そして相当の利益を含ん
で国に転売というような形で売る。あ
るいはまた保安林に指定する前に、保
安林としての非常に必要な巨木が伐採
されて、そして小さな木ばかりになっ
たものを保安林として買い上げるとい
う、そういうことがあるように私は
聞いておるのでありますが、そういう点
について徹底的に追及する時間があり
ませんか、あとの機会にこれはやっ
ていきたいと思うのでありますけれ
ども、一応長官の所信を承っておき
たいと思ひます。

○山崎政府委員 民有保安林を国が買
い上げます計画は、二十九年度以降に
十年計画を立てまして、約三十万町
歩程度を買い上げたいということで当
初臨んだのであります。その買い上げ
いたします地域につきましても、やは
り林野庁で十分な調査をいたしまし
て、森林審議会に諮ってその大体の予
定地域というものの輪郭をきめるとい
うことになっております。この面積
は現在で約五十万町歩という面積に
なっておりますのであります。この中か
ら年々二万町歩ないし三万町歩足ら
ずのものを買い上げるといふような実
行をいたしております。

なお、保安林にいたしまして、こ
れが全然伐採を禁止するといふもの
ではないのであります。一定の森林法
に定められております施業条件によ
って伐採は許されておるわけであり
ますので、この買い上げといふものと伐採
といふものとの直接そこに関係がある

という形のものではないのでありまし
て、伐採跡地を買い上げた場
合は、それにはえております立木が小
さいものであるならば、小さいものと
しての価値しか持たないといふことで
これを買い上げておきますので、そう
いふ点にいろいろの問題点は絶対にな
いといふふうに確信をいたしております。

○神田委員 あなたは問題点がないと
言うが、われわれは非常な問題点があ
ると思う。これも時間がありませんか
、後刻の機会に御質疑申し上げま
す。

最後に、大臣にお尋ねします。この
治山治水緊急措置法の中に、提案理由
の説明にもある通り、国土の保全及び
開発ということがあります。非常に大
事なことだと思ふのです。保全はもち
ろん必要でありますけれども、開発と
いふことが日本の今日の農業の事情、
経済の事情から申しましても非常に大
事なことだと思ひますけれども、これ
が積極的な計画をどのようにお考えに
なっておりますか。

○福田国務大臣 今回お願いしてあり
ます法案は、消極的な災害をなくしよ
うという面が性格上強く出るわけでござ
います。同時に国土の開発の積極
面につきましては、これは企画庁の積
極的な任務でありまして、これは大いに
進めておる。特にこれは抽象的な議論
では事は済まないもので、具体的なや
らなければならぬ。かようなことから
北海道、東北につきましましては、御承知
のようにな仕組んでこの総合開発を進め
ております。また九州、四国等につ
きましてはそういう総合開発を進める。
また水を中心をいたしましては、重要

水系ごとにそういう電源開発の計画を
進めておる。こういうことで、積極的
に水の基盤を作りましたあとにおける
施策につきましては、企画庁を中心
に進めておる。こういう考えであります。
○神田委員 これは議論をしますと限
りがありませんが、たとえば那須野ヶ
原の開発というように、これは
ずっと前から言われておる。この那須
野ヶ原の広大な荒野に水を入れて水田
にしていきたい、そういう要望が相当
あります。実際これに水を入れれば美
田と化することでありまして、美田
すぐ手近に、そういう開発すれば美田
になる、相当の原野が農地になるとい
うことがわかつておつても、長年の間
手がつけられないでおる。こういう現
実の問題。これはやはり治山治水特別
緊急措置法をやる以上は、もちろん国
土の保全は必要でありますけれども、
この開発を促進して、そうして日本の
農業の近代化を推し進めなければなら
ぬと思ふのでありますけれども、こ
ういふ点について積極的な計画を立て
られることを一つ要望いたしまして、私
の質問を終わります。

○吉川委員 委員長に申し上げます
が、この法案審議にあつて、主管の
建設大臣の出席がないと審議が進ま
せんので、至急出席するように連絡を
願ひます。

○吉川委員 承知しました。

○芳賀委員 それでは、大臣が出席す
るまでの間、農林大臣にお尋ねしま
す。

今度の法案の内容を見ると、非常に
内容が抽象的で、何を目的にしてこ
ういふ法律案を作つたか、ちよつと理解

に苦しむのです。その点について、具
体的に一応の御説明をお願いしたい。

○福田国務大臣 これは提案理由の御
説明で先ほど建設大臣から申し上げた
通りでございますが、要するに今回治
山治水十年計画を進めよう。その予
算の裏づけをいたしましては、三十五
年度予算をお願いしておる。またそ
の予算を執行する財源を確保する、さ
ような面からは会計法の改正につ
きまして御審議をわざわざしたわけござ
います。そのもとになる計画をどうい
うふうに裏づけて進めていくかとい
うことにつきまして御審議を願ひの
が、この法律案の大体の趣旨でござい
ます。

○芳賀委員 これは建設大臣にも尋ね
たいのですが、最近政府の方針は、公
共事業についてはほとんど特別会計方
式をとつておるように見られるわけ
であります。たとえば特定土地改良事業
であるとか、あるいは特定多目的ダム
であるとか、あるいは特定港湾事業、
あるいはまた今度の治山特別会計とか、
あるいは林野特別会計の中における治
山の勘定科目のような点を見ても
こういうことになると、公共事業の計
画性というものは非常に減殺されると
思ひますが、この点はいかがですか。

○福田国務大臣 政府の会計はなるべ
く総合的であつて、総合的に計画が見
られるという仕組みの方が原則として
はいいわけですが、しかし、特に重点を
置いて、この事業は特定の財源で進め
ていこうというやうなものにつ
きましては特別の会計にして、それがや
りやすいようにするといふことも、例外的
にはそれをとるべきではないかといふ
うに考えるわけでありまして、さうい
うに

観点から、土木関係の仕事につ
きまして道路のような仕組になつてお
るものもある。もう少し機動的に仕事
をやるというという観点から公園とい
うような組織を用いておる面もあるわ
けであります。今回治山治水につ
きましては相当思い切つて財源をと
てやる、こういう意味から特に特別
会計にいたした次第であります。

○芳賀委員 公共事業の中の重点的
に行なう事業といふことになると、ほ
んど全部特別会計になつた、道路初
め、港湾にしても、河川にしても。そ
れじゃ、公共事業のほとんどすべてが
特別会計方式になつた中の重点事業と
いふのは、何ですか。

○福田国務大臣 事業が重点といふば
かりでなくて、その重点と考えられる
事業が特定の財源をもつて実行できる
といふやうな性格のものを選んで、た
とえば道路ではガソリン税とか、ある
いは港湾につきましては港湾利用者か
らの収入でありますとか、さういふ
やうなもの。今回の治山治水特別会計
につきましては、地方団体からの交付金
を見返りにしまして借入金をするとい
う、特別の財源をとつて会計を別
にした。かような次第でござい
ます。

○芳賀委員 建設大臣にお尋ねしま
す。大臣が出席されないで、農林大
臣に質問しておつたのですが、公共事
業がほとんど特別会計方式に最近移行
しておるといふことは一つの問題だと
思ひます。そのことは、一方から見
ると重点化、能率化といふことも言
えられぬが、しかし公益事業の総合
性といふものは失われるといふ大きな
欠陥があるわけですか。さういふ点に
ついては、建設大臣はどうお考えにな
り

ますか。

○村土國務大臣 公共事業につきましまして、建設省としては建設省中心として、建設省として参っておりまして、また他の省に關係のある部分につきましましては企画庁がこれを統括して、それぞれ総合的にまた統括してやっております。

○芳賀委員 それで農林大臣は、今度の治山治水の緊急措置は、これは会計面では特別会計法が出るわけですが、たとえば道路整備事業の場合には、特定財源としてはガソリン税が年間九百億ぐらいは見込まれておる。しかし今度の、たとえば治水特別会計等の場合においては、財政法十三条に示すような、特定の事業を特定財源を確保して行なうというふうなものには当てはまらないのじゃないかと思うのです。ほとんどの一般計からの繰り入れに依存して、一部それは地方からの委託事業費等はあるが、ほとんど九〇〇近くは一般計に依存しておるということになれば、何も好んでこの際特別会計を設けなければならぬということにはならぬと思うのですが、どうですか。

○村土國務大臣 一般会計から繰り入れるほかに、交付公債を一般会計に繰り入れるべきものを特別会計に繰り入れて直轄事業等においては施行できるというふうな点、あるいはまた、ただいま御指摘になりましたような電気事業者とか、そういうような特別なものからの事業費の繰り入れ等もこれに加わります。

○芳賀委員 そこでお尋ねしますが、この法案の内容は、長期的な治山治水事業を策定するというのも一つの目的なんです、これに関連して政府の

策定されておる長期五カ年経済計画と今度の治山治水長期計画との関連性というものは、どういう内容になっておりますか。

○菅野國務大臣 さしあたり、治山治水の長期経済計画を大体これによって定めるわけでありまして、今、国民所得倍増の長期経済計画を立てておるもので、その長期経済計画を策定する場合に、やはりこの治山治水の長期経済計画をにらみ合わせて検討していきたい、こう存じておるのであります。でありますからして、並行的にこの計画を策定していきたいと考えている次第であります。

○芳賀委員 今まで政府におかれては、たとえば昭和三十年に経済自立五カ年計画というものを作られたんですね。それから、その次に昭和三十年の十二月に新長期経済五カ年計画というものがあつた。これはいずれも閣議において決定されたというようにわれわれは承知しておるのですが、いかがですか。

○菅野國務大臣 お話の通りであります。閣議において決定されたものであります。

○芳賀委員 閣議決定によるこの二つの長期経済計画は、いずれも、たとえば五カ年計画の場合においては、五カ年間の達成の成果を見ないうちに、もう常にこれが放棄されて、また次々に経済計画というものが出てくるわけですね。三十二年のは新長期経済計画ですが、それでは今度作るのは新新長期経済計画ということになるのですか。閣議決定に基づいておる経済計画の決定事項というものは、一体どの程度の権威を持っておるのですか。法的な根

拠、あるいはこの閣議決定事項なるものは行政上、予算上などの程度の拘束力あるいは権威を持っておるものであつか。その点をお聞きしたい、この法律の審議はなかなか困難だと思ひます。

○菅野國務大臣 今お話し、現在やっております新長期経済計画は、これは三十二年から始まつておるのであります。ところが、あのときの立てました案が、今日から見ますと小さかつたというところになるものであります。その後における経済の発展が新長期経済計画を立てたときよりも、はるかに上回つて發展しておるのであります。でありますからして、どうしてもあつた現在やっております新長期経済計画をやり直さなければならぬという必要が起つてきたのであります。もともと長期経済計画をかりに立てまして、二、三年たてばやり直していくというものが世界各國のみならず日本でも、でありますから、して日本も最近における経済の格別な躍進からして、どうしても今やっております新長期経済計画をやり直さなければならぬということ、國民所得倍増の長期経済計画というものを新しく立てることになりました。これは三十五年が初年度で、昭和四十四年度で大体十九年ということになっておりますが、その國民所得倍増計画と今度の治山治水長期計画と、やはりにらみ合わせていくというのを先ほど申し上げたのであります。今やっておりますお話の昭和三十三年に策定しました新長期経済計画と今度の計画とはまた別の計画である。新しい計画でありますから、さよう御了承願ひます。

○芳賀委員 ただ問題は、新長期経済計画の場合においても、この中には國土保全事業なるものはやはり計画として盛り込まれておるわけですね。それから経済自立五カ年計画の場合においても、公共事業に対する五カ年計画というものは示されておるわけですね。ですから、今回の法案は、これは前後通じて十カ年の長期の計画ということになつて、当然これは國の長期経済計画と緊密なつながりのものとこの可能性というものが發展していくわけですから、このもとになる長期経済計画が時々刻々に狂つていくようなことになる。たとえば治山治水の前期五カ年計画と後期五カ年計画とかいうものは、やはり長期的な計画とかさういう内容に自信が持てないと思うのです。そういう計画であれば、何もこれはこういう法律まで作つて長期的な計画を立てる必要もないじゃないかというところにもなると思うのです。そういう点に對して、企画庁長官並びに建設大臣の御意見を伺つておきます。

○菅野國務大臣 長期経済計画は十カ年の経済の發展の見通しなのであります。それに基つて、それを基として一応公共事業の計画を立てるということに相なるわけでありまして、ありますから、今回治山治水の長期経済計画も國民所得倍増の長期経済計画を基準として立つべきであります。が、先般来私がたびたび申し上げました通り、この國民所得倍増の長期経済計画の具体策というものは実はまだできておらないのであります。目下経済審議会において審議中なのでありますから、その長期経済計画の具体策はできなないのであります。しかし、大

体國民所得倍増の長期経済計画を立てる場合に、一経済を發展せしむるにはどういふところが基本であるかというところを考へてみれば、産業基盤の強化ということが第一に考へられる、あるいは生産技術の向上ということが考へられますから、そういうような問題の費用は昭和三十五年度において一応計上しておく必要がある。個々の経済活動に對する具体策は経済審議会において決定して、それによつてきめたいということ、今日進んでおる次第でありますから、従ひまして、お話の治山治水の長期経済計画も國民所得倍増の長期経済計画とにらみ合わせて今後進歩させたいというように考へておる次第であります。

○芳賀委員 この新長期経済計画と同じ起点で始められた、たとえば治山治水の五カ年計画なんというものがあつた。これは当然昭和三十三年、三十四年と實施されておるのです。従つて、この際現在まで続けられておるこれらの五カ年計画がどのような実績を示して達成されておる、現在の五カ年計画から見るとまだ残事業というものがあつたのですから、こういうものの内容がどうなつておるかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○村土國務大臣 この前に想定いたしました五カ年計画は、経済の伸びと反對に、どうもこの五カ年計画の裏づけがついていっておりました。従つて、幸いに長期経済計画も新しくまたより以上に伸びてきたから、その伸びたところを標準にしてここに改めていく。この際私どもとしては、治山治水事業におきましてもあるいは治山におきましても、ここで抜本的な國土保全をや

ろうとすれば、どうしても予算の裏づけというものはつきりしてもらわなかつた。そのためには、どうしてもこういふ治水基本法に基づいて、正式に閣議で決定してその規模をきめる。ところが、経済の成長率と治水治水の伸び率というものは必ずしも並行してない。むしろ経済の今日予定される伸びよりも、治水治水の方が率が相当上回っている。これは戦後の台風による国土の被害、また昨年あたりのああいふ伊勢湾台風等の実績にかんがみて、民生の安定、あるいは経済基盤を確立するためには、どうしてもまず国土の保全には少しビツチを早くやらなくちゃいかぬ。そして一刻も早く災害から国土を守らなければならぬ。という面が相当加味されて、経済の伸び率とは率としては、必ずしも同じものでありませんが、はるかに上回ったものを策定した次第であります。かような意味で、今回の治水治水の長期計画は、私どもはここに非常に大きな何か災害でもない限りは、必ず実施できるという確信を持って策定した次第であります。

○芳賀委員 私聞いておるのは、昭和三十三年から始まった治山あるいは治水事業等の五カ年計画が策定されており、すでに三十三年、三十四年は実施されておるわけです。ですから、その実施の成果ですね。計画に対してどういふような実績を示しておるかという点を、これは事務局からでもいいですが、お答え願いたい。

○福田国務大臣 治山について言えば、前の計画を立てた当時には荒廃地が三十六万町歩あったのですが、それを大体昭和初期の八、九万町歩程

度には減らそうということで始めたわけでございます。ところが、財政上の都合がありまして、それがなかなか進捗しない。わずかに六万町歩しか減ってありません。従って、三十万町歩というものが残るわけでありまして。ところが、その間にさらに災害が発生しまして、二万町歩も逆にふえておるというので、今日は三十二万町歩あるのです。これを十年で解消しよう。前回の計画では財政的な裏づけがないということがこの事業の進まなかった原因だといふふうに考えましたので、今度は会計を別にし、しかも特定の財源をこれに引き充てて必ず実行しようというの、今度の計画であります。

○山本(二)政府委員 お説の通り、昭和三十三年以降五カ年の治水計画を作りまして、建設省といたしましては、その線によって三十四年度までの事業を実施したわけでございます。三十三年度と三十四年度との実施額の合計は約八百億でございます。全体の五カ年計画に比例いたしますと約二四、五％程度でございます。その間におきましていかなる事業が行なわれたかという点でございますが、その間にできましたダム、あるいは河川の改修、砂防等におきましては、昨年の災害におきまして、でさう上りましたダム、あるいは作り直した堤防等におきまして効果を発揮いたしておるわけでございます。地元からも、最近作りましたものの効果が非常にあったために引き続いて早くやってくれという要望がたかさんでいるのが実情でございます。

○芳賀委員 この法律の目的にも、国土の保全、開発ということがうたつて

あります。国土保全ということになると、先ほども同僚委員から意見がありました。これは単に治山治水だけでなく、やはり海岸保全事業等は当然不可欠なものだと思ふわけです。ですから、国土保全を重点にこの際計画的に進めようということになれば、やはり海岸保全事業というものはこの中に総合的に取り入れて計画化する方がいんじゃないかと思ふのですが、特にこれをはずした理由はいかですか。

○村上国務大臣 海岸をこの計画からはずしたのは、海岸につきましても、その他の地区におきましても、たゞいま一応継続事業としては積極的に施行はいたしておりますもの、地盤沈下等の関係からまだ十分な調査も完了いたしておりませんし、またこの海岸の問題につきましても、御承知のように各省に關連のあることでもありますし、規模におきましても、伊勢湾等の経験にかんがみましても、相当大きな規模になるのじゃないか。こういうようなことが想像されますので、たゞいまこの計画に入れて年次予算を組んでいくというところにしましては、いささかまだ不安なところがあります。従いまして、この計画からは除いて、海岸は別にこれを十分検討した上で海岸保全をいたしたい、かように思つておる次第であります。

○芳賀委員 では、この海岸保全事業は現在のところはまだ調査検討が未熟な点があるので、十分検討した結果成案ができれば、総合的な国土保全事業としてこれも加えてやりたいと、そういうわけですか。

○村上国務大臣 この計画に加えるか

どうかは別といたしまして、ともかく現在なお調査をいたしております。しかし、現在ただ単に調査をしているというだけでなくて、現在はすでに調査ができ、従来から継続して施行いたしている部分につきましては、非常に強力に事業を推進いたしておりますが、なお地盤沈下等どうしても、もう少し調査をする必要のある重要な点がありますので、これらの調査ができれば、この基本的な海岸の保全ができる、こうなっておりますから、私どもとしては、必ずしもこの計画に入れないでもいいのじゃないか、こう思つております。

○芳賀委員 次に尋ねたい点は、この長期計画を立てる場合に、これは農林大臣、建設大臣が計画上の調整をはからなければならぬという点と、もう一つは経済企画庁長官と協議しなければならぬという点が明記されているわけですか。

この際、もう一つ伺いたい点は、北海道総合開発を進める場合、やはりこれと接面が当然出てくるので、特にこの法案ではありませんが、あとで治水特別会計法等が出る場合において、なおさらこれは問題点になると思ふ。ですから、そういう競合とか関連するような点については、特に建設大臣は北海道開発庁官を兼ねておるわけですから、その立場においても、この法案の内容というものが、全国の治山治水の長期計画を立てるということになれば、これは北海道だけを除外するといふわけにもいかぬと思ふのです。もう一点は、経済企画庁関係では国土総合開発法という法律もあるわけですから、この中には、やはり国土保全に對

する調査とか計画の策定、あるいは全国の総合開発計画とか、あるいは特定地域の開発であるとか、それらの計画策定をこの国土総合開発法に基づいて経済企画庁長官が——これはまあ責任は総理大臣ですが——行なうことになつておるので、これらの関連性というものをこの際それぞれの所管から明らかにしてもらいたい。

○菅野国務大臣 この法案の第三条の4に「あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならぬ」ということが規定されておるのでありますが、この治水治水の長期経済計画は閣議決定でまゐるのであります。その閣議決定する前には、閣議の中に治水治水の閣僚懇談会というものがあつたが、その懇談会で大体きまされて、そのきまつたものが閣議にまたかけられるということになつております。その治水治水の閣僚懇談会の世話役を経済企画庁はやつておりますので、そこで、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならぬという意味は、治水治水の閣僚懇談会へやはりかけよ、という意味も含まれておると思ふのです。それからまた、経済企画庁長官に協議しなければならぬということで、今申し上げました通り、この治水治水の長期計画は、国民所得倍増の長期経済計画と関連するものでありますから、従つて、その意味において、経済企画庁長官と相談協議してもらいたい。それからもう一つは、今お話の国土総合開発という方を経済企画庁でやつておられますので、やはり治水治水というこの事業は国土総合開発という観点から觀察しなければならぬということで、そういう三つの意味がありますので、あらかじめ

め経済企画庁長官に協議してもらいた
いという規定している次第であ
ります。

○村土上国務大臣 ただいま経済企画
長官から答へ申し上げましたよう
に、治山治水の関係関係懇談会、こ
れには北海道開発庁長官もそのメン
バーの一人になっております。またこ
れを補佐するための事務的段階にお
きましては、治山治水の協議会、い
わゆる幹事会がありまして、各省の
責任者が検討する。そうして連絡
をとって治山治水関係懇談会の議
事というように、緊密な連絡をと
っております。また農林省その他各
省との関連は、農林省等局長の間
でとりまわして、事業遂行にあた
りましては、万端遺漏のないよう
に措置いたしておる次第でありま
す。

○芳賀委員 その場合、北海道の
開発計画とこの治山治水の長期計
画との競合というものをここで明
らかにする必要があります。経済企
画庁の全国的総合開発とあるいは
特定地域の開発の場合には、これ
は調整はできると思ふのです。し
かし北海道の場合には、北海道と
いう地域だけに限った公共事業を
中心とした総合開発が進められて
おるわけなんです。特に村土上さ
んがやられておる北海道開発は、
企画庁で、実施は行ではないので
すから、北海道における、たとえ
ば治山治水とか治水事業とか、そ
ういふ公共事業に関する計画の策
定をやっているわけですから、そ
ういふ場合、この法律ができて、
全国一体となったところの長期計
画というものは当然策定されな
ければならぬのですが、その場合
の北海道開発庁の行なう仕事の計
画の部分

とか、立場というものは一体どう
なるのですか。

○村土上国務大臣 北海道の治山
治水につきましては、やはりこの
治山治水の基本法の適用を受け
ると同じように、すべてこの治山
治水計画に盛り込んでやってお
りまして、別に北海道だけに遊
離して考えておりません。そのた
めには北海道開発庁長官がやはり
これらに北海道関係懇談会、ある
いは協議幹事会等のメンバーにな
って、この中

に解き込んでやっておりますので、
その点については、私は御心配な
いものと思っております。

○芳賀委員 あなたは心配がなくな
り、心配があるのです。心配より、
問題があるのです。たとえば治水
計画の場合には、建設大臣が中心
になって全国的計画を立てるわけ
です。治山事業の場合には農林大
臣がこの計画の策定をするわけな
のですが、これはあくまでも全国
計画ということになる。その場合
に、それでは北海道開発庁は北
海道だけを分限して、そういう計
画を立てる役所だからして、端的
にいえば、今度はそういう開発
庁の仕事はなくなるのではない
かというところになる。これは重
大な問題と思ふのです。

○村土上国務大臣 「治山治水緊急
措置法の施行に関する覚書」とい
うことになって、北海道開発庁の
事務次官と建設省の事務次官と
の間に覚書を交換いたしております。
読んでみます。

「治山治水緊急措置法の制定に際
し、この法律成立後の円滑なる実
施を期するため左記事項につき
相互に諒解するものとする。」

一、治山治水緊急措置法第三
条第一項

の規定により治水事業十
年計画（治水事業前期五
年計画及び同後期五
年計画をいう）の案を作成するに
当つては北海道開発法第二
条の規定による北海道総合開
発計画と調整をはかるため建設
省は、事前に北海道開発庁に協
議するものとする。

二、前項の計画を変更しようとする
場合も同様とする。

三、一般会計から特別会計への繰入
額は、従前のとおり、北海道開
発庁において予算を要求し（所
管）総務府（組織）北海道開
発庁に計上するものとする。

というところになっておるわけ
で、従来と、北海道開発につ
いては、何ら差しつかえない
ものと思つております。

「吉川農林水産委員長退席、二階
建設委員長代理着席」

○芳賀委員 法律のどこに
ないというところが現れてお
るか、その点を聞いておるの
です。今審議中の法律で、そ
れが長期計画を立てる場合
に、北海道分だけの計画は開
発庁にまかせるといふことな
るのですか。そういうことにな
ると、これは全国の計画とい
うことになれば、北海道以外
の計画をあなたが作って、そ
して北海道だけの計画は独自
に開発庁が作って、それを継
ぎ足したものが全国の計画と
いうことになるのですか。それ
とも、全国計画はあなたの方
でこしらえて、これを北海道
開発庁所管の長期計画とい
うことにされるのか。このい
ずれかだと思ふのです。この
点については建設、農林両大
臣の御意見をこの際聞いて
おきたいと思ふます。

○村土上国務大臣 事業規模につ
きましては、法律で示されてお
りますように閣議決定いたしま
す。その年次の予算の裏づけ
につきましては、その総額の
中から北海道あるいはどこと
いうふうなことに積み上げた
ものでその年次の予算がどの
程度あるか、これは道路の
場合も、河川の場合も同じ
ように私どもは処置いたして
おるのであります。

○福田国務大臣 それは今北海道
の開発計画をやっておる仕組
みとちつとも変わりがな
いのです。それは今度の十
年計画で北海道分もおそ
らく相当ふくれ上がると思
ふのですが、量がふえ
る、そういうだけのことで
す。仕組みにつきましては
いささかも変わりはない
か、よく考えておるま
す。

○芳賀委員 予算額がふえる
問題ではなくて、これは機
構上の問題に關係がある
のです。ですから、全国
計画を立てる場合、一
体北海道だけは別にして、
現在ある北海道開発
庁においてこれらの計
画の策定をやらして、
それと北海道以外の
本州分とを継ぎ足
したものを全体計画
とされるお考え
か。それともまた
全体計画という
ものを農林省、建設
省において策定
して、そのうち
の北海道分とい
うものを切り
離して、それを
開発庁に預け
ておくよ
うなやり方
をするのか。
そのいづ
れかだと思
ふのです。そ
れを聞いて
おるわけ
です。

○村土上国務大臣 計画を立てる
場合は、北海道と相談して、
北海道だけ切り離して進んで
いく、取り上げていくのか、
あるいはどういふこと
はないのであります。これは
北海道と建設省あるいは農
林省等とも相談して、そう
して策定いたして参ります。

○芳賀委員 北海道と相談する
というお話なんです、一体農
林省や建設省の行政範囲とい
うものは北海道に及ばない
のですか。及ばなければ、こ
れは相談してきめるとかな
んとかいふことも必要にな
ると思ふますが、これは非
常に大事な点だと思ふので
す。北海道開発庁という
ものが、この法律によ
って特に長期計画の策定等
については大きな影響を
当然受けるわけですね。

その次にくるのは、今
度は特別会計の面にお
いて、先ほど覚書
のようなものを議
されたが、ここ
にも私は問題が
起きると思ふ
のです。きょう
この場で十分
質疑を尽くす
わけにはいき
ませんが、こ
れは当然であ
ると思ふ。そ
ういふ点を
十分検討され
てこの法案
というものを
お出しにな
ったかどうか
。その点を
明らかにし
ておいてもら
いたいので
す。

○福田国務大臣 先ほどもお
答え申し上げ
ておるよう
に、これは仕
組みの上から
はちつとも
変わりがない
のです。た
だ、予算の
額が長期計
画でふえた
といふだけ
でございま
す。今まで、
たとえば土
地改良事業
につきましては、北
海道当局と
も政府は相
談いたしま
して計画を
立てますが
、それは農
林省が主
体となって
相談をしま
す。きまっ
たものに
つきまして
は、これを
開発局の方
へ予算を
移しまして
、それを
そのまま
北海道へ
持つてい
って実施
する、こ
ういふ
ふう
にいた
して
お
り
ま
す。
この
建
前は
ち
つ
と
も
変
わ
り
は
な
い
。た
だ
事
業
量
が
長
期
計
画
で
ふ
え
る
、
こ
う
い
う
だ
け
の
も
の
で
あ
り
ま
す。

○村土上国務大臣 事務的に政府委員
からよく説明させます。

○木村（三）政府委員 この問題を裏返

しまして、北海道開発庁の立場から考
えてこの問題をお答えいたしたいと思
います。御承知のように、北海道開発
庁は、北海道における総合開発計画を
樹立する役目を持っております。事業
実施につきましては、建設関係の仕事
は建設大臣、農林関係は農林大臣が
実施する。つまり建設大臣、農林大臣
というのとは所管部門について全国に権
限を持っておる。私どもの方は北海道
に関する諸般の事業を総合的に計画い
たしまして、それに基づいて予算を要
求して、でき上りました予算を関係
省に移しかえまして、事後の実施の
段階は各省がやるということで、現行
の行政機構の上に矛盾がないように北
海道開発庁という仕組みを考えたもの
でございますから、一種特別の役所に
なっております。

それから、それと関連いたしまし
て、今回全国の治山の十カ年計画、治
水の十カ年計画を立てる、こういう面
につきましては、全国計画というものは、
今の機構の上から見ますと、それ
ぞれ農林省、建設省にあるということ
は明らかであります。ただ、その
場合北海道としましては、開発法の趣
旨に基づきまして、総合開発計画とい
うものを立てておりますから、北海道
分につきましては、いわゆる第二次計
画として、現在でも、河川についても、
治山につきましても、計画があるわけ
なのであります。これと今後できます
全国計画との調整ということが問題に
なるわけですが、ただいま出て
おります緊急措置法を見ますと、現行
の官庁の権限その他については何ら触
れておりませんから、結局計画面の調
整という問題が出て参りまして、それ

じゃ全国計画というものは、北海道以
外のものに計画を立てて北海道の分を
継ぎ足せばいいかという、そういう
ような簡単なものではございません
で、結局北海道分は全国計画の一部に
入るといふことは事実なのでありま
す。ただ、北海道につきましましては、や
はり閣議決定等によってできておりま
すから、その辺の組み合わせというも
のにつきましては、行政機構の運用
上、緊密な連絡をとっていかなければ
ならない。先ほど大臣から申し上げら
れましたように、治水につきましまして
は、建設省が全国計画を立てる場合に
は北海道と事前に協議をいたしまし
て、その間に矛盾がないようにやって
いく。農林省関係の治山につきまして
も、同様に北海道には北海道としての
従来の計画があるし、将来の計画もあ
りますから、それと矛盾のないように
継ぎ合わせて参る。最後的には閣議に
持っていくという趣旨に相なる
と思ひますので、これによって、北海
道開発庁の治山治水に関する仕事にな
るかと、あるいは全国の計画に押
されて影が薄くなるというように私
ども考えておりませんし、それにつき
ましては何ら心配はいたしておらない
次第でございます。

○芳賀委員 それでは具体的に
しますが、昭和三十三年の十二月二十
七日に北海道総合開発第二次五カ年計
画というものが策定されて、これは十
二月二十七日の閣議決定になっており
ます。ですから、これはことしがちよ
うど第二次五カ年計画の第三年次に
なっております。この閣議決定され
た計画は、三十六年、三十七年になっ
てやつと第二次五カ年計画が到達する

ということになる。そうすると、開発
庁長官にお尋ねしますが、国の長期計
画は三十五年を起点にして前後五カ年
計画で十カ年計画が立てられますが、
北海道の第二次五カ年計画はことし三
年目なのです。そういうことになる
と、国全体の治山治水の長期計画と北
海道の五カ年計画というものに当然食
い違いが来ることになるわけですね。
しかも、この第二次五カ年計画の策定
は、三十二年から入るものと、国の新
長期五カ年計画の策定が一年おくれる
という見通しの上に立って、北海道の
開発計画を第一次、第二次の間を一年
間空白にして、この第二次五カ年計画
は現在の新長期五カ年計画に合わせて
できている。しかも閣議決定を経てお
る。そういう経緯と実態があるから、
これに対して開発庁長官としてはどの
ような説明をされるのですか。

○村上国務大臣 北海道の五カ年計画
は第三年目でありまして、今回の新し
い国全体としての三十五年を初年度と
する治水長期計画、これに北海道も切
りかえていくということは、どうして
もそうならざるを得ないと私は思っ
ております。従いまして、今回のこの計
画には北海道も含まれているわけであ
ります。

○芳賀委員 それでは、北海道の五カ
年計画はどのようなのですか。これは、こ
としからまた別の計画が第一年目とし
て出発するわけですか。

構造物になっているわけなのでありま
す。そこで今回治山計画、治水計画で
新たに全国計画が立つと、私どもとし
ましては、端的に申し上げますと、この全
国計画にわれわれの考えております五
カ年計画のそれぞれの治山なり治水の
部分が完全に盛り込まれていくかどう
かということが問題なのであります。
それを今いろいろ事務的に関係省と相
談いたしまして、大体結論としてはこ
れから出るものであります。全国計画
の中に北海道開発総合計画の残ってお
ります三十六年、三十七年分という
のがございまして、それが十分に盛り
込まれるようになるならば、矛盾がな
ければ、して北海道関係の五カ年計
画というものをこの際急速に変更する
必要はなからう。そういう関係につ
きましては、ただ事務的だけでも参り
ませんので、北海道開発審議会という
ものがございまして、そういう機
関とも相談いたしまして、一方におき
ましては全国計画に矛盾なく五カ年計
画の関係部門が織り込まれるように相
談をする。一方また、五カ年計画全体
としての考え方をこの際変えるかどう
かということについては、専門の審議
会等にかかしまして、慎重な態度で臨ん
でいきたいと思ひます。

○二階堂委員長代理 芳賀君に申し上
げます。時間もだいぶ経過しております
が、あとまだ山中吾郎君からの質問
の通告もございまして、なるだけ簡
潔にお願いいたします。

○芳賀委員 次の問題に移ります。計
画が策定されて、閣議決定が行なわれ
て、今度はそれを都道府県の知事に通
知するということになりますね。この
知事に通達する計画の内容というものは、

は、あらかじめどういふ点を計画の内
容として通達するか。もちろん前後
五カ年計画という大ざっぱなものも示
すでしょうし、たとえば前期五カ年計
画の場合、これを目標計画として示す
か、実施計画として示すかという点に
ついて問題がある。目標ということ
になれば、これはちよいちよい経済企
画庁で作っているところの経済長期計
画は、経済指標というものを付表につ
けて参考にしておる程度で終わる場合
もあるわけですが、実際にこの十カ年
計画が実のある計画だすれば、やはり
実施計画というものを長期に立てて、
たとえば前期五カ年計画の実施計画の
場合にはそれを示して、さらに各年次
計画等についても実施の内容というも
のは明らかにして、そうしてこれを関
係の都道府県知事に示さなければ意味
をなさなと思うのですが、どういふ
内容の計画を都道府県知事に示すか
という点をお尋ねしたいと思ひます。

○村上国務大臣 毎年の事業量ある
はその地点というものについては、そ
の年ごとに協議することでありま
す。しかし、一応五カ年計画について
の策定したものの実施計画というものは
地方の各団体に示す必要がありま
す。と申しますことは、国の費用でや
るばかりでなく、御存じのように補助
事業は地方が負担する部分も相当あり
ますので、一応実施計画を示しておく
ということをお願いいたします。

○芳賀委員 この点は非常に大事な点
で、今、建設大臣は五カ年計画は実施
計画を示すと言われた。そうすると、当
然年次計画もそれに付随していくとい
うことになると思ひますが、農林大臣
もこの点は意見に相違はないですか。

○福田閣務大臣 たいま建設大臣から申し上げた通りであります。

○芳賀委員 それでは、この計画の内容と内容ということになります。たとえば治水事業のような場合においてはどの程度まで細部に示すかということになる。各都道府県知事に全部全国の計画の内容を示すのか。それも参考になる。なるだろうが、なお大事な点は、当該都道府県における実施計画の内容というものが明細に示されてこそ初めてそれは価値もあるし、当然治水事業等の面については、原則としてはほとんど国が全額直轄でやるという面は案外少ないわけですね。当然これは地方財政の負担も伴うことになりますから、その内容を示すか、お尋ねしたい。

○村上閣務大臣 その点につきまして、できる限り明細に、しかも緊要度の高いところから、建設省ならば建設省の意見としてはこうだ、しかしまた地方と緊密な連絡を常にとっておりまして、地方の要望はこの方が先とかあとかという点についても、十分実施計画を策定するまでに相当緊密な協議をいたしまして、それをできる限り正確に都道府県に示すということにいたしたいと思っております。

○芳賀委員 具体的な事例をお尋ねします。治水事業の場合にはそれは、方法としては水系別の計画というものもあり得ると思うのです。またそうじゃなくて、河川別の事業実施計画というもの、これも当然あると思うのです。その場合、どういうやり方をとるか。

もう一つは、河川改修事業というのなら、河川名をあげて、この河川

については何カ年でどれだけの事業費をつけてやるかというところが、当然計画として出てくると思うのです。その場合は河川法に基づくわけですから、適用河川、準用河川、あるいは開拓事業等に関連した特殊河川というものもありますが、こういうのはすべて法律に基づいた河川名をあげて、河川別に事業の実施計画というものを明らかにして、この河川については何カ年計画で終わる、そこまで行き届いた計画というものを作って、それを知事に示すのかどうか。その点はどうなんですか。

○山本(三)府委員 お答えいたします。治水計画はもちろん水系ごとに立てることが必要でございます。そういう観点に立ちまして、建設省といたしましては、数府県にまたがるような河川もございまして、水系的に考えまして計画を立案するわけでございまして、その点になる事業といたしましては、国の直轄事業もございまして、また府県でやります県営事業もございまして、従いまして、県営事業等につきましては、県の希望等もございまして、県の希望等もいろいろ聞かなければなりません。国のやる事業も、もちろんございまして、ございまして、その間の調整は建設省として十分よく見なければならぬわけであります。従いまして、計画を立てる場合におきましては、水系に見て、水源の砂防からダムから河川改修を一貫したものでなければ、局部的にやりますと、非常に被害が集まってくるというように、非常にございまして、計画を立案する場合には、そういうような全体的に見て計画を立案する。しかし、今度事業を

実施する面になりますと、お説のように、直轄でやる場合もございまして、補助でやる場合もございまして、あるいは砂防をやる場合もございまして、事業量という点になります。直轄で行なう河川が何本で金は幾ら、それから中小河川が何本で幾らという点になるわけでございまして、県に知らず場合には、その県に關係ある事業につきましては、あなたの方は直轄河川が何本で幾ら、中小河川が何本で幾らというふうなことに通知をいたしたいというふうに考えております。

○芳賀委員 それでは、農林省の方はどういうやり方ですか。

○山崎府委員 治山事業の内容の業種別の事業分量、こういうものを府県別に通知するという考え方でござい

○芳賀委員 農林省の方は、ばかに大ざっぱではありませんか。建設省の方では水系別に河川、多目的ダム、すべてを総合したものを理由に細目にきめて。林野庁の方の場合は府県だけに示すということになると、たとえば北海道なら北海道のどの地域でやるという場合、これは治山事業も、やはり建設省の方が治水計画というものを水系別に立てるという点になれば、当然農林省の方も水系別の計画に合わせなければ、両大臣の計画の調整ということとはできないと思うのです。そういう点はどうなっておりますか。

○山崎府委員 この計画を立てます場合には、もちろん建設省とも十分連絡をとりまして、水系別な計画は立てるわけでありますが、それを県ごとに集計するという形におきまして県に

は御通知するというふうにいたしたいと思っております。

○芳賀委員 それでは、水系別の計画を作った、ただ府県単位に全体の計画の集計されたものを示すか、内容については水系別に明白になっておるということです。それからまた、治山事業の場合には、当然これを分けたと山地保安林整備事業等に分類されると思うのですが、こういうのもやはり総合的な計画を進めていかないと、先ほど農林大臣はあと三十万町歩を十年でやるというふうなことを言われましたが、その点については、もう少し確信のある御説明をお願いしたい。

○山崎府委員 先ほどお話ししました通り、われわれが計画を立てますのはもちろん水系別に、今お話にありましたように治山事業、防災林、水源林造成というふうな項目に分けて、水系別、地域別に建設省との関係も十分に協議しまして計画を立てるわけでありまして、それを県に通知いたします場合に、そのこまかい水系別に全部県に通知しなければいけませんというようには考えていないのですが、その基礎は、もちろん水系別にちゃんと計画を立てたものを持つ、という形でいきいて考えております。

○二階堂委員 長代理 ちょっと芳賀君にお願ひですが、だいぶ時間も経過しておりますので、なるべく簡潔に願ひます。

○芳賀委員 大体内容がわかりました。結局、そういうことで都道府県知事に五カ年計画を示される。これは、また北海道の問題に戻るようですが、

そういう形で今度は治山事業と治水事業は五カ年計画というものが、たとえば北海道の場合には北海道知事に示されるわけですね。そうすると、今度は北海道の五カ年計画の中で治山治水事業だけは今度は中央から五カ年計画がはつきり示されるが、それ以外の残った公共事業の計画というものは、依然として現在進行中の第二次五カ年計画で進めていかなければならぬということになると、結局北海道の総合開発事業の全面的な促進ということには非常なそごがくるような感じもするわけですね。特にこの際申し上げたい点は、北海道の場合においては除外例を設けておる。たとえば特定土地改良事業にしても、道路整備事業にしても、多目的ダムにしても、特定港湾事業にしてもすべて北海道開発庁というものがあることによって、北海道についてはこれを除くというふうな、そういう断わりをしなければ、こういう公共事業の特に特別会計を裏づけとした事業というものは全部分割されたような状態に置かれておることは御承知の通りであります。ですから、残されたものとして今度は治山治水が特別会計の形でできれば、北海道における総合開発事業は全部切り離されて、総合性というものはもうすでに失われておるのです。そういう点は北海道開発庁長官として常々考えておられると思うのです。私はそれを含みにして先ほど繰り返してお尋ねしておいたわけですが、期待に沿ったような答弁は全然得られなかったもので、もう一度この点をお尋ねいたします。

○村上閣務大臣 北海道の開発計画、この残りがあと二カ年間に完全実施さ

れるようになれば、あえて新しい五カ年計画に入れる必要はないということ。今、木村政府委員が話しておりましたように、本事業が計画通りに進んでいけばあえて計画を立て直す必要はないと思います。今回の特別会計につきましても、北海道に限りとか、あるいは北海道を除くとかというようにすることは全然ないのでありますから、別にその点については私は何ら不安はないと思っております。

○芳賀委員 時間がありまけんから、最後にもう一点お尋ねしておきます。建設大臣は今そういうことを言われていますが、公共事業関係のいろんな特別会計の内容を見ると、あなたが答弁されたのは事情が違ふのです。今度政府が出された特別会計の予算書の内容を見ると、各公共事業の特別会計の事業の建設計画表の中には北海道関係のそれぞれの事業も記載されておるが、ただ問題は、特別会計ということになれば、財政法の三十三条の規定にもありますが、これはやはり一省専門というものが建前なのです。たとえば治水特別会計は建設省が専門するとか、国有林野特別会計は農林省が専門するというに当然なるわけです。建設省や北海道開発庁の共管というような特別会計はあり得ない私は考える。ですから、そこにやはり予算の移用の問題が出てくると思うのです。非常に苦しい事実上の操作をしなければ、北海道地域における公共事業は進まない。そういう問題もだんだん露呈しておるわけです。この点については、特別会計法の方は大蔵委員会に付託になりますので、いずれその法案の審議のときにまた究明する必要があると思う

のですが、そういう点についても所管の北海道開発庁長官としてどのくらい勉強されておるのですか。建設大臣としては一生懸命でやっておる仕事は一応認めるとしても、とにかく北海道開発庁の長官としては、こういうような問題についてあまり深く勉強されておられないと私は見ておるのですが、いかがでしょうか。

○村上國務大臣 非常にむずかしい質問ですが、予算は北海道開発庁に計上する、これは従来と変わりがありません。ただ、その金を特別会計へ入れるというだけですから、全く簡単なことで、何でもあなたの御心配なさるような、北海道が特にどうかとかいふようなことは絶対ありませんし、もしあるとすれば、私も北海道開発庁の責任者として、それは十分話をして参りたいと考えております。

○芳賀委員 時間がありまけんから、きょうはこのくらいにしておきますが、建設大臣に申しておきますが、問題は、今あなたの言ったような安易な問題ではありまけんから、この次の機会にゆっくり北海道開発庁の置かれた立場とか、公共事業の各特別会計の制度ができたことによる困難性とか、不合理性というものは当然できておるわけだから、この点については十分質疑をしたいと思ひますから、それまでにできるだけ御勉強なさって、きょうのような答弁に終わらぬようにしていただきたいと思ひます。

○二階堂委員長代理 山中吾郎君。○山中(吾)委員 時間がないので、簡潔に農林大臣並びに林野庁長官に御質問いたしますから、簡単にお答え願ひたいと思ひます。

建設委員会にはこの法案が提案になったのですが、まだ農林大臣が一回も御出席になつておられないが、一体として治山治水法案が出ておるわけですから、そういう立場でこの法案が破綻のない法案として実施されるかどうか、それを見きわめる責任があるのか、お聞きするわけです。この法案に現われた案から、治山治水、国土保全に対する農林大臣の責任はどういう責任であるか、お聞きしたい。

○福田國務大臣 国土保全の治山治水計画を進める上における治山事業をやっていくというものが、農林省の責任でございます。

○山中(吾)委員 治山事業の欠陥から洪水その他の場合に非常に大きい影響を与えるという場合については、農林大臣は政治的にどういう責任をお持ちになるわけですか。

○福田國務大臣 山がもとになつて洪水が出るとか、さようなことを絶対にならしめることが農林省の責任でございます。

○山中(吾)委員 私が聞きたいとしておるのは、やはり農林省の考え方からは農業振興の立場が主でありまして、国土保全についての責任感、建設省その他と比べますと、従来薄いのではないかと。

○福田國務大臣 私がお聞きしたいとして、たとえば伊勢湾台風の場合についても、あの干拓堤防の欠陥からああいふ不慮の災害が起こつたというなにかあるのですが、資源科学研究所の所長である馬場博士がこういうことを新聞に発表しているわけです。数年前から調査の結果、木曾川河口の干拓地は危険であることをしばしば警告を發して

おつたけれども、少しもその採択がない。それで、どうしても農業関係の立場は国土保全に対して第二次的な責任しか考えないのじゃないか。治山治水事業は一つの法的根拠を持って生まれてきておるわけですから、その点については十分にそういう責任を農林省、大臣以下省内の者の考え方について、私は十分警告を發して、大臣としては執行体制について遺憾のないようにしていかなければならない、そういう意味であります。

それから、治山の関係について林野庁長官にお伺いします。建設省の砂防工事と農林省関係の土砂くずれ工事、こういうふうな関係、それから同じ砂防工事においても、両者が競合しておる区域があるのじゃないかと思うのですが、そういう場合について具体的にこの法案が別々の計画を立てていられるわけですが、その点について、具体的にはどういうふうな破綻のないように調整をおとりになるのか。その点をお聞きします。

○山中(吾)委員 上流の治山工事と治水工事の場合には、いわゆる土砂くずれ、砂防、全部を含みまして同時に同一計画で同一事業主体がやるという体制でないと、土砂くずれの方の事業は一年あとで、砂防工事の建設省は先というふうな、一年、二年の差があれば、その間にせつかく一方で砂防工事をやっても、その周辺の土砂くずれ工事については農林省があと回しになっておると、私はそこに破綻がくると思ふ。治山治水が別々の農林大臣、建設大臣の責任になつておることから完全に破綻を來たす。そういう点について私はまだ疑問があるのか、お聞きしておるわけですが、その点はいかがですか。

○山中(吾)委員 現在におきまして、いわゆる漂流工事を中心とする事業につきましては建設省の砂防事業として実施しますし、山腹工事を中心とする場合には農林省で治山事業としてやることにきめられておるのであります。従来からこういう考え方に基づいて相互に連絡して事業をしてきたのでございまして、最近におきましては、事業の拡大に伴ひまして、各都道府県及び本省の関係部局相互に連絡協議会を持ちまして、流域別に、また市町村別に、さらに個所に全体の計画と年次計画というものを相互に出し合ひましてこの調整をはかる。そういうし

まして、関係区域の重複をすることのないように、また総合性を両者で持つるように、現在建設省と十分な連絡をとつて進めておるわけでありまして、今後におきましても、なおこういう方向を強力に進めまして、総合性を持つように進めていきたいと考えております。

○山中(吾)委員 長官の言葉を信じておきます。

今度の年次計画の前期の予算四千五百五十億のうち、治山関係は五百五十億でしたか、四千億の治水予算と五百五十億の治山予算というものは、偶然に一方の国有林野関係の特別会計の残部ですか、そういうものがくつついただけであって、全体として治水治山は一つの流れの中にある一貫作業でなければならぬわけですが、その治水工事の予算と治山工事の予算が科学的根拠に基づいて組み合わされているのか。偶然に財源を寄せ集めたのか。その点、私は疑問なのです。そういうところから、権限が二省に分かれており、計画も別々にお立てになつて、予算も全体としての組み立てでなしに、二つ合わせてお立てするすれば、私はそこに、この法案の制度的にも、実際の施行の面についても欠点が出ると思うので、この予算の内訳というものが、全体の計画の中に計算されてできているかどうか。それを大臣にお聞きしたいのです。

○福田國務大臣 これは総合調整をしてでき上がつておるのです。治水費の方で治山費と見合うものは砂防の費用でございます。これらにつきましまして、大蔵省、企画庁で十分検討いたしまして、つり合いがとれるというところのものを算出いたしました。全体として、御審議をお願いしておる、かように御了承願います。

○山中(吾)委員 そうならばけっこうですが、何か継ぎ合わせたような感じがしているのですが、あとでまた長官にも聞きます。

この法案の生きるか生きないかというのは第三条の三項であつて、おのの各大臣が別々に計画を作成しようとするときに、あらかじめ相互に調整を

はかる。この調整がうまくいくかいかどうか、今度の計画が破綻するかどうかのきざなわけ、これが要点だと思ふので、その調整の具体的方法、これをお聞きしてお答えが満足できるものでしたら私の質問を終わります。

○山崎政府委員 治山事業と砂防事業の調整につきましては、主要な工事の必要といたします場所ごとに五万分の一の地図に両者がそれを明示し合ひまして、両者がそれを持ち寄つて、それぞれの個所の重複を避けるということ、それから工事をする年度を一緒にするということ、それから両者がパランスのとれた事業量を考えるという点について具体的打ち合わせをするということを、従来もやっておりますし、今後も続けていきたいと考えております。

○山中(吾)委員 大体わかりました。最後に、一つつけ加えて大臣にお聞きしたいのですが、上流にダムを作りますと、下流の河床が下がる。そして今まで農業用水として、灌漑用水として役に立っておるのが、水位が下がるので、灌漑用水として役に立たない面ができてきている。それから、大きいダムを作ると、上流の方は河床が上がつて、前には予想しない洪水の原因になつておる。将来ダムをたくさん作りますと、そういうふうに、下流には灌漑用水に影響を与え、上流ではまた思わざる洪水の原因になつておる。こういうふうには、建設省の工事と、農業用水あるいはその他の関係において、相互に科学的に調査をしないと、いろいろの影響があるということが明らかになつておるので、その点については、農林省の上流の建設工事による農

業に対する影響の調査、それから建設省は、自分の工事による農業に対するいろいろな影響の調査、こういうものを別々にされておるようなことでは、私はこういう工事の中に非常に矛盾が出て、そこを来たすと思ふのです。工事の進むに従つての科学的調査は一本にさるべきであると思ひますが、両大臣にそれだけお聞きをいたしまして、質問を終わります。

○村上国務大臣 ダムを作る場合の調査は、これはもう非常に厳格なものでありまして、調査した上にも調査するというほど厳重にいたしております。従ひまして、農林省あるいはその他の関係省と十分な協議をしてダム・サイトをきめることになっておりますが、それがために下流の農業用水等に支障を来たすようなことがもしありとすれば、それはそれだけの措置をいたしておりますし、またしなければならぬ。それから、上流に土砂がたまるといふことはあり得ることではありますが、これにつきましても、砂防等によつてこれらの問題を解決していくというようにいたしておりますが、ただいま私の聞き及んでおるところでは、今までダムのために農業用水に支障を来たしたということはあまり聞いておりません。むしろダムによつて洪水をのがれたということは聞き及んでおりますが、もしそういうことがあるとすれば、これはダムをうまく活用して農業用水等に支障のないようにすること、これを、十分心がけていきたいと思ひます。

○二階堂委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会

昭和三十五年三月二十二日印刷

昭和三十五年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局